



令和3年6月24日

檀原市長 亀田 忠彦 様

檀原市教育委員会 教育長 深田 展巧 様

檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会

会長 天根俊治

檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画の方向性について
答申書

令和2年1月28日付、檀教総第700号、檀教総第118号で諮問のあったことについて、慎重に検討を行った結果、次のとおり答申します。

檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画の方向性について（答申）

I. はじめに

近年、子どもを取り巻く社会環境は、核家族化の進行や共働き世帯の増加、少子化等、大きく変化しています。また、子どもを預けなくては働けない家庭が増え、少子化にも関わらず、保育需要が増大する傾向になります。

檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会は、令和2年1月28日付けで、市長および教育長から下記の事項について諮問を受けました。

- (1) 就学前の保育・教育施設の適正配置実施計画に関する事項
- (2) 多様化する保育ニーズを踏まえた既存施設の転換に関する事項
- (3) 就学前の保育・教育施設の民間活力導入に関する事項

令和2年1月から6回の検討委員会を行った結果、檀原市においても幼稚園では園児数が減少し、保育所では増加傾向にあることや、待機児童が増加していること、園舎の老朽化等、これらの課題に対応した就学前の保育・教育のあり方が求められているのは明らかであると考えます。

檀原市の実情を鑑みると、幼稚園の再編や、認定こども園の整備の検討、民間活力の導入、3歳児保育や預かり保育の拡充などを実施していくことが、充実した就学前の保育・教育を進めていくうえで大切になると考えます。

ついては、貴職におかれては、本答申を受け、総合的な計画を速やかに策定され、当初の目的が達成できるよう、最善の努力をされるよう望みます。

II. 各答申内容

(1) 就学前の保育・教育施設の適正配置実施計画に関する事項

①公立幼稚園の再編について

・公立幼稚園の再編に関すること

公立幼稚園では、園児数の減少が著しく、子どもの育ちに大切な集団がさらに小規模化し、望ましい環境での幼児教育が難しい状況となると見込まれ、施設の老朽化も課題となっていることから、公立幼稚園の再編を進めてください。

再編に当たっては、以下の再編シミュレーションの条件を参考に、再編対象園の組み合わせや再編時期を検討し、再編実施計画を策定されることを望みます。

【再編シミュレーションの条件】

- ①今後の園児数の推計から、各学年1学級の園を対象とすること。
- ②原則、同じ中学校区内で既存施設を活用した再編とすること。
- ③長寿命化改修を行う時期（建築後55年頃）を目途に再編を実施すること。
- ④軽量鉄骨造は長寿命化改修の効果が得にくいため、軽量鉄骨造の建替時期（建築後50年頃）を目途に実施すること。
- ⑤既に再編実施済みの園については、シミュレーションの対象外とすること。

・認定こども園としての整備を目指すこと

待機児童が増えているという現状や3歳児保育や預かり保育など地域の保育ニーズを勘案して、再編の際には認定こども園としての整備を望みます。

・地域性や登園方法について

現在、檀原市には5つの檀原市独自のこども園があります。しかし、市内の中部、南部地域に位置しており、北部地域にはそういったこども園が整備されていません。このことから、認定こども園としての整備の際には、整備する地域に偏りがないよう、市内のどこからでも認定こども園に通うことができるような配置となるよう検討されることを望みます。また、従来の園区を越えての登園の際、原則的には保護者による送迎が考えられます。その際には自動車での送迎が多くなることが想定されますので、駐車場の整備など合わせて計画されることを望みます。

- ・閉園後の跡地利用に関すること

跡地利用については売却も含めて民間活用を検討してください。その際には、市の都市計画だけでなく、地域の実情や地域住民の要望等を十分に聞き、総合的な計画を策定されることを望みます。

②過小規模園の休園等について

- ・園児募集の停止基準

子どもたちの育ちに大切な集団が過小規模となり、幼児教育の実施が困難と見込まれ、その状態が続いている場合、園児募集の停止や休園の手続きを進めてください。

この場合の過小規模集団の基準として、1学年14人以下とします。この14人以下という基準には次のような理由があります。

- 1) 集団保育の教育的効果を高めるために、グループ活動を堅実に行える目安の人数として5人程度の小グループが3つ以上作れること。
- 2) 幼児期に培ってほしい内容（協同性・規範意識・向上心）等を勘案すると、15人以上の集団規模がふさわしいこと。

よって、全ての学年の園児数が14人以下の過小規模集団となった場合、園児募集の停止や休園の手続きを進めてください。

- ・休園までの手順

園児募集停止基準を下回った場合、即時園児募集を停止するのではなく、段階を追った停止の手順を提案します。

まず、基準日（毎年度5月1日）を設けます。そして、次の二つの条件を考慮します。

- 1) 各年度、基準日の時点で全ての学年の園児数が14人以下となっていること
- 2) その状態が2年間続いていること

この二つの条件に該当した園については、2年目に行う園児募集（3年目に入園する園児）を停止する必要があると考えます。なお、3年目に在園する園児が0人となる幼稚園については、前年度の5歳児の卒園後に休園の手続きを進めてください。

・園児募集の停止にかかる配慮事項

前項の園児募集の停止基準や休園までの手順をもとに園児募集を停止しようとする場合には、次のことについて配慮をお願いします。

まず、すべての学年で過小規模集団（14人以下）となった年（1年目）に、来年度も継続して過小規模になった場合は再来年度入園の園児募集を停止するという旨を地域や保護者に十分説明を行ってください。

なお、園児募集を停止する際には、園区の改正を行う必要も出てきます。また、一旦、園児募集を停止した後、地域において、新しく入園を希望する園児数が、停止基準の14人を上回った場合、再び、園児募集を開始することも検討しておく必要があります。

(2) 多様化する保育ニーズを踏まえた既存施設の転換に関する事項

①公立幼稚園での3歳児保育の実施について

就学前の保育・教育の充実を図るため、令和3年度から市内3園で3歳児保育を実施されているところです。人員確保や設備の不足などから、全園で3歳児保育を実施することは困難であると思われませんが、3歳児保育を望む保育ニーズは橿原市内全体にありますので、今後、公立幼稚園の再編・認定こども園化を整備する中で、3歳児保育にも対応できるよう望みます。

②預かり保育の拡充について

公立幼稚園を利用される保護者の子育てを支援するため、令和3年度から通常の預かり保育時間を拡充するとともに、長期休業中の預かり保育も実施されているところです。3歳児保育と同様、更なる預かり保育の拡充を望む保育ニーズは橿原市内全体にありますので、今後、公立幼稚園の再編・認定こども園化を整備する中で、預かり保育の拡充にも対応できるよう望みます。

③認定こども園の整備について

・認定こども園の整備

地域の保育ニーズを勘案して、認定こども園の整備に取り組んでください。次の民間活力導入に関する事項でも述べますが、認定こども園の施設分類型について

も、地域的なバランスや市民ニーズにも配慮しながら、総合的に検討してください。

・ **人員確保や設備について**

認定こども園として整備するためには、まず、教室の確保が必要となってきます。そのうえ、公立幼稚園に整備されていない機能については「奈良県幼保連携認定こども園の学級の編成、職員、整備及び運営の基準に関する条例」に基づき、施設の増改築や整備、職員の増員が必要となると考えられます。充実した就学前の教育の実現のため、認定こども園の整備のために必要な人的・物的な準備を行い、計画的な実施をお願いします。

(3) 就学前の保育・教育施設の民間活力導入に関する事項

・ **民間活力導入の検討**

民間活力の導入は、行政が民間の様々なノウハウを有効活用しつつ、住民ニーズに対応していくための手法の一つです。認定こども園を整備する際は、民間活力の導入を積極的に検討してください。

・ **民間活力導入の形態**

民間活力導入については様々な手法やスキームがあり、官民の関係も異なります。整備した認定こども園の施設分類型によって、民間活力導入の形態も変わってきます。

民間活力を導入して、公立幼稚園を認定こども園化として整備する際には、民設民営でありながら、ある一定の公共性を担保する「公私連携幼保連携型認定こども園」を整備することを望みます。また、橿原市こども園についても、これまで橿原市が取り組んできたこども園の実績を踏まえ、民間活力の導入を検討してください。民間活力導入の形態も熟考しながら、総合的な計画を進めてください。

・ **民間活力導入の際の配慮事項**

認定こども園を整備し、民間活力を導入していくにあたっての配慮事項を述べます。まず、これまで橿原市の3歳児保育については民間の幼稚園に担っていただいていたという経緯があります。その民間の幼稚園には市の方針に沿う形で様々な経営努力を払われ、今日まで取り組んでいただいていたという状況があります。

そのような、経緯、状況にある檀原市が、民間活力導入といった大きな方針転換をする際には、市内の民間の幼稚園、保育園、こども園に対して丁寧な説明や協議を行いながら進めてください。

また、現場で働く職員や園児を通わせる保護者の方々、対象となる園がある地域の方々に対しても丁寧に説明をし、不安を払拭し、理解を得たうえで進めていただくことを望みます。

Ⅲ. おわりに

本委員会は、就学前の子どもに対する保育・教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして非常に重要であるという認識のもと、議論を重ねてきました。そして、「子どもたちや保護者にとって、よりよい教育・保育環境の充実を図る」という当初の目的を達成することを願って本答申をまとめました。

貴職におかれては、この答申を尊重され、今後の施策に反映されるよう最大限の努力を尽くされることを望みます。

なお、実施計画作成にあたっては、保護者、地域、関係機関との意思疎通を図りながら進めてください。

橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会委員名簿

| 所属・役職 | 氏名 | 委嘱期間 |
|------------------|----------------------|---------------------|
| 学識（奈良芸術短期大学 副学長） | あまね としはる 天根 俊治 | 令和元年12月2日～令和3年6月24日 |
| 学識（奈良教育大学 名誉教授） | しげまつ けいいち 重松 敬一 | 令和元年12月2日～令和3年6月24日 |
| 私立保育園 代表 | まつい だいすけ 松井 大典 | 令和元年12月2日～令和3年6月24日 |
| 私立幼稚園 代表 | きへき まきとし 佐伯 雅寿 | 令和元年12月2日～令和3年6月24日 |
| 橿原市自治委員連合会 代表 | こめだ かつひこ 米田 勝彦 | 令和元年12月2日～令和2年6月22日 |
| | ますたに きちよ 榑谷 佐千代 | 令和2年6月22日～令和3年6月24日 |
| | なかかわ はちろう 仲川 八郎 | 令和元年12月2日～令和2年6月22日 |
| | よねかわ のりひさ 米川 憲久 | 令和2年6月22日～令和3年6月24日 |
| 橿原市PTA連合会 代表 | もりもと ようじ 森本 洋司 | 令和元年12月2日～令和2年5月8日 |
| | かきもと けんぞう 柿本 健三 | 令和元年12月2日～令和3年5月22日 |
| | たつみ たかお 辰巳 隆雄 | 令和2年5月8日～令和3年6月24日 |
| | にしとうげ まきき 西峠 昌樹 | 令和3年5月22日～令和3年6月24日 |
| 橿原市議会 代表 | おおぼ ゆかこ 大保 由香子 | 令和元年12月2日～令和2年3月2日 |
| | ひろい かずたか 廣井 一隆 | 令和2年3月2日～令和3年2月24日 |
| | おおきた かずすけ 大北 かずすけ | 令和3年2月24日～令和3年6月24日 |
| 橿原市園長会 代表 | いぬい いくよ 戌亥 育代 | 令和元年12月2日～令和3年4月1日 |
| | もり きよみ 森 清美 | 令和3年4月1日～令和3年6月24日 |
| 橿原市校長会 代表 | まつもと しゅうじ 松本 修二 | 令和元年12月2日～令和3年4月1日 |
| | かがみ ひでお 香美 秀央 | 令和3年4月1日～令和3年6月24日 |
| 労働者 代表 | もりしま りょういち 森嶋 良一 | 令和元年12月2日～令和3年6月24日 |
| 公募委員 | いのうえ まさき 井上 昌規 | 令和元年12月2日～令和3年6月24日 |
| 公募委員 | なかい よしみ 中井 好 | 令和元年12月2日～令和3年6月24日 |